

審 査 基 準

令和8年6月1日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第42条第3項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法令の定め： ○ 警備業法施行規則 第63条 第43条第3項（機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：最初に交付を受けた警察署の生活安全担当課
問 合 せ 先：生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 （電話03-3581-4321 内線30312、30313）
備 考：